

特定非営利活動法人設立登記及び変更登記について

1 設立の登記及び変更の登記を必ず行ってください。

(1) 設立認証後の設立登記について

認証書の交付を受けた日から 2 週間以内に、主たる事務所所在地の法務局（佐賀県では、すべて佐賀市の佐賀地方法務局です。支局、出張所での登記はできません。）で、NPO 法人設立登記をしてください。

その他の事務所を設置している法人については、その他の事務所の所在地にある法務局で、設立登記をした後 2 週間以内に同様の登記をすることになります。

ただし、法人の事務所が複数あり、そのすべての事務所が佐賀県内にある場合は、「主たる」「その他」の種類を問わず、担当法務局は、すべて佐賀市の佐賀地方法務局です。

一方、主たる事務所が佐賀県内、その他の事務所が他府県の場合は、登記の所管は佐賀地方法務局とその他事務所のある府県の地方法務局の二つになります。その他の事務所のある府県では「法人名称」「主たる事務所所在地」「その他の事務所所在地」を登記します。

なお、このその他の事務所所在地の都道府県での登記は、主たる事務所を所管する佐賀地方法務局での登記時に、他府県分も併せて手続きを行うことができます。（但し、事務手数料が必要です）。

(2) 登記事項に変更が生じた場合の変更登記について

登記事項に変更が生じた場合には、その都度、必ず変更の登記をしなければなりません。

その他の事務所を有する法人は、主たる事務所の所在地にある法務局での変更登記に加え、「法人名称」「主たる事務所所在地」「その他の事務所所在地」について変更があった場合には、その他の事務所所在地の法務局で同様の手続きをしてください。

((1) の後段「ただし書き」以降は同様です)

※ (1) (2) において、登記を怠った場合は、裁判所を通じて 20 万円以下の過料通知がある場合がありますのでご注意ください。

(3) 登記に関する相談は、事前予約制です

佐賀地方法務局の所在地、連絡先は以下のとおりです。

〒840-0041 佐賀市城内 2 丁目 10 番 20 号 （建物の 2 階が登記所です）

佐賀地方法務局 （登記部門 TEL）0952-26-2184

登記についての相談は、すべて事前予約制です。上記 TEL で予約してください。

(4) 登記事項とは何か

登記されている事項とは、以下の事項です。

1. 法人の名称 （定款第 1 条）
2. 事務所の所在地 （定款第 2 条）
3. 目的・活動の種類・事業 （定款第 3 条、第 4 条、第 5 条）
4. 理事（代表者）の住所、氏名（※（5）参照）
5. 資産の総額（※（6）を参照）
6. 定款に記載された存立期間又は解散理由

上記のとおり、登記事項には定款第 1 条～第 5 条の内容が含まれていますから、定款第

1条～第5条を変更した場合は、所轄庁（佐賀県又は権限移譲市町）に「定款変更認証申請書」もしくは「定款変更届出書」を提出し、かつ変更登記もしなければなりません。

（5）理事（代表者）の変更登記～再任の場合も変更登記が必要～

理事（代表者）変更の登記は、登記された代表者が変更になった場合はもちろん必要ですが、任期満了時に次期も同じ代表者が再任された場合も、変更登記が必要ですので、忘れないでください。

設立時の理事（代表者）の就任日は、登記日からです。

その後の理事（代表者）の就任（又は再任）の登記は、基本的に、その新しい任期が始まって以降に登記できます。

例えば、6月1日から新しい任期が始まるため、5月20日の総会で「役員選任」をした場合、選任された新しい理事メンバーの中で代表者を互選決定できる日は6月1日以降ですから、登記も任期開始日の6月1日から可能となります。ただし、理事の全メンバーが前期とまったく同じだった場合は、6月1日以前でも代表の互選と登記は可能です。

（6）「資産の総額」の登記

資産の総額とは、毎年度の決算で算定された「次期へ繰り越すべき正味財産額」を指します。毎年度決算後3ヶ月以内に変更登記をする必要があります。

しかし、この「資産の総額」登記は平成30年秋ごろに廃止され、それ以降はNPO法人自身が行う「貸借対照表の公告」に変更になります。

たとえば、3月末決算の法人は、平成29年度決算（平成29年4月～平成30年3月）分までは、資産の総額登記をする必要があります。

（7）登記すべき期限

変更事由が発生した日（※参照）から、主たる事務所においては2週間以内、その他の事務所においては3週間以内に、変更登記を行ってください。

なお、（1）に記載のように、このその他の事務所所在地都道府県での登記は、主たる事務所を所管する佐賀地方法務局での登記時に、併せて手続きを行うことができます。（但し、事務手数料が必要です）。

※変更事由が発生した日

定款変更の場合、通常は定款変更の決議をした総会日ですが、その変更内容に所轄庁の認証が必要な場合はその認証書を受け取った日になります。役員変更の場合は、それぞれの法人ごとにその設定された任期末日の日、総会開催日、互選のための理事会開催日等で「変更事由が発生した日」が異なります。

（8）認証書の有効期限

設立認証申請あるいは定款変更認証申請に対して、所轄庁（佐賀県又は権限移譲市町）から「認証書」が交付されます。その申請内容が登記事項である場合、登記の際に「認証書」を添付することになりますが、認証後6ヶ月を経過しても登記しなかった場合、その認証書での登記はできなくなりますのでご注意ください。

2. 登記に関する提出書類

（1）NPO法人設立登記に関する提出書類

- ① 設立登記申請書
- ② 定款
- ③ 認証書

- ④ 資産の状況がわかる書類（財産目録）
- ⑤ 代表権資格書（理事就任承諾書、代表就任承諾書）
- ⑥ 役員に関する事項（氏名、住所、資格）
- ⑦ 法人印鑑登録に關しての代表者印鑑証明

※委任状（代表者の委任状（登記に關する委任状）で代表者以外の者が登記処理する場合のみ。以下の項目でも同様。）

(2) 年1回は変更登記する必要のある事項

「資産の登記」

(必要書類) 【変更登記申請書、財産目録】

※但し、このNPO法人の「資産の総額」登記は、平成30年秋ごろに廃止され、法人自身が行う「貸借対照表の公告」に変更されます。

(3) その他の事項の変更登記

- ① 法人の名称及び住所に変更があった場合

(必要書類) 【主たる事務所移転登記申請書、総会又は理事会議事録、定款】

- ② 役員について変更が生じた場合

(必要書類)

【変更登記申請書、理事就任承諾書、理事長就任承諾書、議事録】

(注) 前代表者が死亡・辞任・任期満了等で退任し新しい代表者になる場合だけでなく、次期の任期で代表者に変更がなく再任された場合や改姓又は改名等での変更の場合でも、変更登記が必要です。

- ③ 目的等に変更が生じた場合

(必要書類) 【変更登記申請書、認證書、定款、総会議事録】

(4) NPO法人解散登記について

- ① 総会の議決による解散

(必要書類)

【解散及び清算人就職登記申請書、定款、議事録、委任状、清算人の就職承諾書】

(5) NPO法人清算結了登記について

清算が結了された時

(必要書類) 【清算結了登記申請書、清算事務結了報告書、委任状】

3. 法務局連絡先

なお以上を含めて登記に關する詳細については、佐賀地方法務局へお問い合わせください。

(注) 各種申請書は、佐賀地方法務局ホームページに掲載されています。

- ・佐賀地方法務局（佐賀県全域の法人登記）

TEL：0952-26-2148

- ・唐津支局：各種証明書交付事務のみの取扱いとなります。

TEL：0955-74-1441

- ・鳥栖出張所：各種証明書交付事務のみの取扱いとなります。

TEL：0942-82-2497

- ・伊万里支局：各種証明書交付事務のみの取扱いとなります。

TEL：0955-23-2492

- ・武雄支局：各種証明書交付事務のみの取扱いとなります。

TEL：0954-22-2435

3. 登記（変更登記）後に、県民協働課に提出する書類

主たる事務所の所在地において設立・定款変更・解散・清算終了などの登記をされた場合は、登記後すみやかに県民協働課へ以下の書類を提出してください。

(1) 設立登記完了の届出として

- ① 設立登記完了届出書（様式第2号）
- ② 登記事項証明書（2部<うち写し1部>）
- ③ 設立当初の財産目録（設立登記の際に法務局に提出した財産目録）（2部）

(2) 定款変更に伴う登記完了の届出として

（定款変更内容が登記事項である場合のみ）

- ① 定款の変更の登記完了提出書（様式第5号の2）
- ② 登記事項証明書（2部<うち写し1部>）

(3) 解散登記完了の届出として

- ① 解散届出書（様式第7）
- ② 登記事項証明書（1部）

(4) 清算終了登記完了の届出として

- ① 清算終了届出書（様式第10号）
- ② 登記事項証明書（1部）

〒840-8570

佐賀市城内1-1-59

佐賀県 県民環境部 県民協働課

電話：0952-25-7374

FAX：0952-25-7561

Mail：kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp